

産商第 193 号

平成 14 年 12 月 20 日

株式会社大丸

代表取締役 奥田 務 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について

平成 14 年 6 月 27 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社大丸 京都店

京都市下京区四条高倉西入立売西町 79 番地

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 11 年通商産業省告示第 375 号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗周辺の違法駐輪について、駐輪場の周知、誘導等を行うなど適切な措置を講じられることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、本市を代表する商業集積である四条高倉に、また、都市計画上の商業地域に立地している。北側に店舗、集合住宅等が隣接しており、東側には、店舗兼用住宅等や道路を隔てて事務所ビル、店舗、駐車場等として利用されているほか、西側は店舗ビル、事務所ビル等の商業施設が立地している。また、南側は午前7時から午後7時までの12時間の自動車類の交通量が平日14,927台、休日14,686台（平成11年度道路交通センサス、観測地点5023、下京区四条通堺町西入ル立売中之町）である府道嵐山祇園線（四条通）に面している。

店舗周辺及び周辺路上には、店舗利用者のもものとは特定できないものの、違法駐輪が見受けられる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗閉店後の管理や高倉通の違法駐輪についての質疑等が交わされた。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、交通渋滞、駐車場の不足は生じないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現有の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が16%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.64 d Bと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、店舗周辺及び周辺路上の違法駐輪対策について、駐輪場の周知、誘導等を行うなど適切な措置を講じられることが望まれる。